

令和6年度の改善評価事項に対する令和7年度の対応について

令和8年7月24日

金沢大学では、動物実験委員会において令和6年度の本学における動物実験等の実施状況などについて「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（文部科学省告示第七十一号。）及び「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（環境省告示第八十八号。）と適合しているかについて点検・評価を行いました。

その結果浮かび上がった主な課題とその改善の方針に対して、令和7年度において以下のとおり対応いたしました。

【Ⅰ．規程及び体制等の整備状況】

4．安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

→安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。

遺伝子組換え動物実験，感染動物実験，物理的・化学的に危険な動物実験，飼育環境の保全等の実施体制が定められており，実験動物計画申請の際に動物倫理委員会によって適切な審査がされている。しかしながら，遺伝子組換え実験計画を審査する倫理委員会と動物倫理委員会とのデータの共有が不完全であるため，共有の体制を早期に整えるべきである。動物実験計画についてはすでに運用しており，遺伝子組換え実験計画申請についても令和7年度内に運用開始する予定。また，さらなる利便性向上のため，組換え実験等，レビサポによる関連申請との連携の早期実現が望まれる。

【点検評価を受けてとった対応】

遺伝子組換え実験計画については，令和7年度に全ての申請をWeb申請審査システムに移行した。動物実験計画，遺伝子組換え実験計画，感染実験計画の計画書を関連付け，データの共有を行っている。